

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成29年度第3回）

日時 平成30年1月25日（木）9:59～11:57

場所 経済産業省本館地下2階講堂

開会

○吉川省エネルギー課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会、第3回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます、資源エネルギー庁省エネルギー課で課長補佐をしております吉川と申します。本日も朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、12名の委員と16名のオブザーバーの皆様に御出席をいただいております。

所用により、木場委員が御欠席という形になってございます。

また、本日の議事といたしまして、工場等判断基準の見直しに関する審議を予定しておりますけれども、前回事務局より御紹介いたしました、工場等判断基準の見直しに関する勉強会で委員を務めていただいております省エネルギーセンターの判治様に、今回、オブザーバーとして参加をいただいております。判治様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本ワーキンググループはペーパーレスで実施いたしますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

メインテーブルの皆様には、机上に配付しておりますiPadにて資料を閲覧いただければと思います。

動作確認のため、iPadにて資料1が開けるかどうかを御確認いただけますでしょうか。もし動作に不具合がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局までお知らせ願ひます。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、川瀬座長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○川瀬座長

皆さん、おはようございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は2つございますが、資料がたくさんございますので、本日の資料構成について最初に御説明していただき、続けて議題1の御説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

配付資料一覧に基づきまして、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、「議事次第」「委員名簿」「座席表」。資料1「工場等判断基準の基準部分に係る見直しについて」。資料2「ISO50001と工場等判断基準の対応関係」。資料3「工場等判断基準の基準部分に係る見直し(案)」。資料4「工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ(案)」。参考資料1「木場委員提出資料」。参考資料2「勉強会及び各業界団体の主な御意見等への対応状況」でございます。

参考資料1につきまして、本日御欠席の木場委員から意見書を提出いただいておりますので、議事にあわせまして、適宜事務局から、いただいた御意見について御紹介をさせていただければと思っております。

(1) 工場等判断基準(基準部分)の見直しに関する審議

○吉川省エネルギー課長補佐

それでは、まず資料1「工場等判断基準の基準部分に係る見直しについて」という資料を開いていただければと思います。

資料1ページをおめくりいただきまして、前回、事務局から御説明をさせていただきました工場等判断基準の概要ということで、工場等判断基準につきましては、エネルギーを使用して事業を行っている事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経産大臣が定めて告示として公表したものというものでございます。

したがって、2つ目のポツに書いておりますけれども、各事業者は工場等判断基準に基づいて、エネルギー消費設備ごとであるとか、省エネルギー分野ごとに、運転管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置という形で、現場のエネルギー管理の基準ということでこの基準をお示しをして、それを遵守していただいたり、目標として目指していただいたりということを行っているということでございます。

その判断基準につきましては、構成が2部構成となっております。基準部分、基本的に遵守していただきたい事項と、中長期的に目指していただきたい事項、目標部分という2つのパート

に分かれております。国はそれを用いて法執行をしているということでございます。

2ページ目でございますが、これが今の工場等判断基準に関する問題意識に該当する部分ですけれども、平成20年の省エネ法の改正におきまして、事業所単位規制から事業者単位規制に移行したということで、エネルギー管理統括者であるとか、エネルギー管理企画推進者と言われる方々、エネルギー管理統括者については、事業権の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者ということで、役員クラスを想定した者。エネルギー管理企画推進者につきましては、このエネルギー管理統括者を実務面から補佐する者として、このような方々については、特定事業者、特定連鎖化事業者の方々に配置が義務づけられたところという形になっております。

他方で、その判断基準につきましては、やはり現場のエネルギー管理が引き続き重要であるということから、従来どおりのエネルギー消費設備ごと、省エネルギー分野ごとの構成規定を踏襲しているというのが、基本的な今の構成になっております。

しかし、現在、国で掲げているエネルギーミックス等の対策というところを実施していこうと思ったときには、やはり現場のエネルギー管理だけではなく、経営層によるエネルギー管理というものの統括管理業務というのが強く結びついて、意思決定が行われていくことが非常に重要なのであろうということで、真に必要なエネルギー管理であったり投資判断ということが促進されるということが重要であるというふうに認識してございます。

したがって、そういった工場等判断基準のあり方というのを模索していくべきだろうということで、3つ目のポツに書いておりますが、この工場等判断基準ワーキンググループの上位の組織でございます省エネルギー小委員会の中でも、現場のエネルギー管理だけではなく、大規模な省エネ投資は進めにくく、エネルギーミックスに掲げる省エネ対策を促進するためには、経営層を巻き込んだ省エネの取り組みを喚起する必要があるという旨の議論が行われて、昨年8月4日に取りまとめられました省エネルギー小委員会意見にも記述をされたところでございます。

省エネルギー小委員会意見を踏まえまして、この検討を進めていくという観点から、工場等判断基準の見直しに関する勉強会を、資源エネルギー庁の委託事業で立ち上げさせていただきまして、検討を行っているところでございます。

次の3ページ目でございますが、その工場等判断基準の見直しに関する勉強会においては、上記の1から4ですね。工場等判断基準の見直し、中長期的な計画の作成のための指針の見直し、定期報告書、中長期計画書の見直しという形で、この省エネ法の関係法令について見直しの検討を行っていくということで、勉強会を行わせていただいているところでございます。

この勉強会と本ワーキンググループとの位置づけにつきましては、非常に細かい内容でもありますので、現場実態を踏まえる必要があるのだろうということで、本ワーキンググループのオブ

ザーバーの皆様を中心に、忌憚なく御意見をいただく観点から、本ワーキンググループの委員数名と本ワーキンググループのオブザーバーの皆様にご参画いただき、議論を行っているところでございます。

現在、第2回の勉強会までが終わりまして、第3回、第4回ということも見据えているのですが、今般、基準部分の見直しというところ、工場等判断基準の基準部分の見直し案の議論、取りまとめを勉強会で行わせていただきまして、そちらについての御審議を、本日頂戴したいと考えております。

4ページ目がそのスケジュールということになっておりますけれども、工場等判断基準のワーキンググループのスケジュールと、工場等判断基準の勉強会のスケジュールということで、今、引かせていただいておりますけれども、基準部分についての見直し案の審議ということで、本日、御意見を頂戴したいと考えております。

今後、下の工場等判断基準勉強会の中で、先ほど書かせていただいた判断基準以外の事項についても検討を進めていくということで、この2月以降の勉強会の中で議論を進めていき、こちらにつきましては、今年度中の結論を得ることはなかなか難しいであろうということで、2018年度中の制度見直しに向けた検討を、その勉強会の中で継続していきたいと考えてございます。

今回、5ページ目に書いておりますとおり、今回の審議対象ということで、工場等判断基準の基準部分、特に、この省エネルギー小委員会の中でも御意見をいただきました、現場と経営層のエネルギー管理をひもづけるというところで、この前段部分を特に見直しを行っていきたいと考えておりますので、後ほど御説明を差し上げられればと思います。

それでは、資料2を御覧いただければと思います。

I SO50001 と工場等判断基準の対応関係というところで、真ん中に書いているのが、現在、I SO50001 というエネルギーマネジメントシステムというものを行っていくときに、こういったPDCAのサイクルを回していくべきということで、認証制度というものがI SO50001 で設けられておりまして、それに基づく規定を、項目ベースではありますけれども、整理をさせていただいたものでございます。

その両脇にあるのが、省エネ法の工場等判断基準の現行の内容と、今回改正を行ってこうということで、勉強会の中で議論させていただいた内容ということでございます。

もともと、まず、そもそもの問題意識としましては、現行の「ア」から「ク」のところのPDCAの項目ベースで、PDCAのどれに該当するのかというところを、このI SO50001 と対比させてみたときに、まずPとCとAとDというところの順番が少しぐちゃぐちゃになってしまっていますので、これをPDCAサイクルの順番にしっかりと規定をし直す必要があると考えてお

ります。

したがって、そのような観点から、ISO50001と、現行の工場等判断基準というものの対比をさせていただいて、それをもとに、「ア」から「ク」の規定順とその規定の内容というのを、今回、見直しさせていただければと考えています。

具体的には、後ほど詳細を説明しますが、このPDCAの順番をまずしっかりと見直しをしていくということとともに、特に「イ」の責任者等の配置というところで、少しタイトルを設けておりますけれども、現行の「イ」の中で規定をされていた責任者、特定事業者及び特定連鎖化事業者にあつては、エネルギー管理統括者というものを配置することというのが、今の工場等判断基準の中で位置づけられておりますけれども、それだけではなく責任者、責任者を補佐する者、あとは現場のエネルギー管理をする者ということで、その3者をしっかりと位置づけて、その方々の役割分担をしっかりと明確化して、それをしっかりと規定していきたいということを、まず主な検討事項として、この「イ」の内容の見直しを行っていきたいと考えております。

この対応関係の表は御参考ということで、具体的な資料3の中で、見直し案について御説明をさせていただければと思います。

なお、参考資料2というのも用意させていただいております。今回、見直しを行わせていただくに当たりまして、この勉強会の中で、委員の方々及びオブザーバーの業界団体の皆様から御意見を頂戴したことに対しては、判断基準の中でどういうふうに対応していくのかという方針を記載をさせていただいたものでございます。

基本的には今から御説明させていただく内容で網羅させていただけるとは思いますけれども、一応こういった御意見を踏まえながら検討してきたのだということは、御理解をいただければと考えております。

資料3を見ていただければと思いますけれども、現行の工場等判断基準の基準部分と、今回見直しをする仕様ということで、現在、事務局として考えている案で表記させていただいております。工場等判断基準というのはちょっと申し伝え忘れておりましたけれども、特定事業者、特定連鎖化事業者という省エネ法の規制対象の方だけではなくて、全てのエネルギーを使って事業を行っている方々の省エネ取り組みの基準というものになりますので、広く一般的な書き方にしていくことが必要であろうということが一つ問題意識としてあります。そういう書き方にも留意をして、今回、規定を考えさせていただきました。

現行のところ、まず冒頭の左側の欄を見ていただきますと、少し薄い青色のボックスの中で、I番でエネルギーの使用の合理化の基準ということで、まずこの基準部分が始まっていくわけですが、そのボックスが2つに分かれております。

そのボックスが分かれている理由は、まずボックスの上のところに書いていることについては、基本的には事業者全体を俯瞰して、管理、規定されていることをごさいますて、そのボックスの中でいうと、下から4行目のところから、「その設置している工場等」で括弧書きがあって、全体を俯瞰して、次の「ア」から「ク」までに定める取り組みを行うことにより、適切なエネルギー管理を行いつつということで、その「ア」から「ク」の内容については、事業者全体を俯瞰をして行う取り組みであるということで、規定がされております。

次の下のボックスのところについては、今度は「技術的かつ経済的に可能な範囲で工場等単位、設備単位」による、括弧を飛ばしまして、「によるきめ細かいエネルギー管理を徹底し、かつ、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して1又は2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする」ということで、少し難しい書き方になっていますが、上が事業者全体を俯瞰して行うべきこと、次の青いボックスのところは工場等単位、設備単位によるエネルギー管理、またはその設備ごとの細かいエネルギー管理というものがそれぞれ位置づけられているということで、そのボックス2つの下に、「ア」から「ク」の内容が規定されて、さらに1、2ということが規定されているということですが、その対応関係をまず明確化しようということで、事業者全体を俯瞰してやることと、工場等単位、設備単位でやることというのをそれぞれ分けようということで、まず事業者全体で行うことについて規定をしようということで、その上のボックスのところ、「適切なエネルギー管理を行いつつ」ということで、今文章が続いているんですが、そこを一回区切って、すぐ下に「ア」から「ク」の内容が来るというような形で、規定を見直したいと考えています。

かつ、「ア」から「ク」の内容について、まずはタイトルという形で、事業者全体を俯瞰し、取り組むべき事項という形で規定を設けたいと考えております。

それでは、具体的に「ア」から「ク」の内容を見ていただければと思いますけれども、まずは「ア」から「ク」のところでは、タイトルがそれぞれ付されておりますけれども、現行規定の中では、いきなり文章が始まってしまっているので、どういことがまず規定されているのか、少しわかりづらい見え方になっています。

したがって、それぞれにタイトルをつけさせていただきまして、どういことが規定されているのかというのがわかりやすいように、PDCAのどれと対応しているのか、わかりやすいようにタイトルを設けさせていただいております。

「ア」については、管理体制の整備ということで、規定の内容は現行どおりという形にさせていただきたいと思っています。

「イ」の内容につきましては、ここは先ほど I S O 50001 との対応関係の中で少し御紹介をさせていただきますけれども、責任者の配置に関する規定のみが今左側の現行規定の青いボックスの中には規定をされているところということでございますけれども、その責任者の配置だけではなくて、責任者またはその責任者を補佐する人、もしくは現場のエネルギー管理をされている方というのをしっかり位置づけた上で、その方々がどういう役割分担に応じて、事業者のエネルギー管理をやっていくのかというところが重要なことになってきますので、それぞれを位置づけた上で役割分担をしっかりと明確化するという観点から、この見直し案というところで、規定を考えさせていただきました。

追加しているところが下線部のところになります。下線部のところで言いますと、「責任者」に加えて、「責任者を補佐する者」ということで、特定事業者、特定連鎖化事業者にあつては、エネルギー管理企画推進者という方を位置づけるとともに、またこれは現場実務を管理する者ということで、今の現行の特定事業者、特定連鎖化事業者の方々については、エネルギー管理者及びエネルギー管理員というものと同等の方々というのをこの一般化した表現で位置づけるということをするとともに、その下から2行目のところを配置して、以下の役割分担に基づいて、それぞれの者がエネルギーの使用の合理化に関する責務を果たすことという規定を置かせていただきたいと考えています。

責任者の責務につきましては、こちらは今の現行の省エネの法の中で書いている内容を踏襲しているということなんですが、ちょっと飛んでしまつて恐縮ですけれども、それぞれ今の現行法でどういうことが書かれているかというのが4ページ目、5ページ目で、それぞれ者ごとに現行の役割を記載させていただいたものになりますので、少しそこを参照していただきながら、この規定ぶりというのをちょっと御確認いただければと思うんですが、まずエネルギー管理統括者につきましては、まず法律上七条の二というところで、下線部を引いている「中長期的な計画の作成事務」というものがまず役割として定められている。かつ、その後ろの傍線部のところで書かれている内容については、エネルギー管理に関する業務を統括管理するというところで規定がされています。

その中で、「その他経済産業省令で定める業務」というのが少し細かくなつておまして、それが省令の六条の二というところで、それぞれ規定をされているところでございます。

その中で、一番と二番というのは、現場のエネルギー設備の新設、改造、または撤去に関すること、また維持、新設、改造、撤去に関することということなので、基本的にはエネルギー管理に関することです。三番のところについては、エネルギー管理者及び管理員等に対する指導等ということで、これは社内のエネルギー管理に対する人材への指導で、教育ということが書かれて

いるということでございます。

そういったものを踏まえまして、今の現行の先ほど1ページ目で書かせていただいていた1ポツ目のところについては、その規定ぶりを踏襲して、現場のエネルギー管理の業務の統括管理というのがまず責任者の責務としてあるだろうと考えています。

2つ目のポツのところ、先ほど中長期計画と言いましたけれども、中長期計画というのは、省エネの目標に関する計画ということで、エネルギーの使用の合理化の目標に関する計画というものの取りまとめと、それにつきまして、中長期的な計画というのが基本的には特定事業者、特定連鎖化事業者に当たっては、国に提出されてくることとなりますけれども、その計画については、基本的には会社の代表取締役の名前で出てきますので、それ自体は、ちゃんと会社意思決定が経られたものという形で出てくるということでございますので、それ自体は、ちゃんと会社意思決定機関に上げていただく、報告していただくということが必要であろうということで、ちょっと書き方は2通り書かせていただいているんですが、「事業の方針を決定する意思決定機関」、もしくは「業務執行を決定する機関」への計画の報告ということで、そういった意思決定機関への報告というのをやっていただくということでございます。

その書き方については、いろいろと御意見をいただければと思うのですが、少し前のほうだと株主総会のようなものが想起されてしまう可能性があるかなということで、事業方針を決めるのは株主なので、そういった形で株主総会が想起されるかなと思ったので、その後ろ側の「業務執行を決定する機関」ということで、経営を株主から負託をされた業務を執行する取締役会のようなものについて、そちらにしっかりと計画を報告するというような書きぶりのほうがいいのかということで、少し意思決定という言葉を入れたかったのですが、ちょっと紛れがあるようであれば、その「or」のほうの名称でもいいのかなというふうに考えています。

3つ目のところにつきましては、エネルギーの使用の合理化に関する人材の育成ということで、先ほど書かせていただいたエネルギー管理者とか、管理員という方々の指導というところもありますし、少し後ろのほうにも書いている今の現行のところでは、「カ」とか「キ」というところで、エネルギー使用の合理化に係るための必要な資金、人材を確保したり、従業員に対する教育をやるということが事業者全体としてやることとなっておりますので、その責務は責任者にあるだろうということで、今そういった方々、エネルギー使用の合理化に資する人材の育成というのを規定させていただいているところということでございます。

次に、責任者を補佐する者の責務というところなのですが、これもちょっと恐縮ですが、4ページ目のところに、今のエネルギー管理企画推進者の責務というのを抜粋をさせていただいておりますが、非常にこれはシンプルでして、法律の中では七条の三というところの3番に書かれて

いる業務、「前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する」ということで、前条第一項というのは何かというと、先ほど上で見ていただいた七条の二というものの1項、数字がちょっと振っていないですが、これは七条の二のその後ろに書いてある文章の統括管理業務を補佐するというので、エネルギー管理統括者のエネルギー管理を補佐ということが書かれているということでございます。

したがって、現行の規定の中で、2ページ目のところでございますが、責任者を補佐する者の責務としまして、「責任者と現場実務を管理する者の間の意思疎通の円滑化を図ること等による責任者の業務の補佐」ということで、その責任者の業務の補佐の前に、少し例示を置かせていただいておりますが、今のエネルギー管理企画推進者の方々の置かれている意味というのは、現場と役員クラスの方々の距離というのが遠いといえますか、なかなか直接会話できるような、企業規模もありますけれども、なかなかそういうことが難しいので、そういった方々の間を取り持って、しっかりとコミュニケーションが図れるようにということで、今エネルギー管理企画推進室と言われる方が置かれていますので、そういったことの具体的な例示という意味で、責任者と現場実務を管理する者の間の意思疎通の円滑化ということを図るということ为例示として書かせていただいて、そういうことをやることによる責任者の業務の補佐ということを規定させていただいております。

そして、最後に現場実務を管理する者の責務ということなんですが、これも4ページ目、5ページ目に、管理者と管理員の責務に係る規定というものを載せさせていただいておりますが、例えば管理者の方々、エネルギー管理者と言われる方々、エネルギー管理指定工場でいくと、3,000キロリットルというところに置かれている、少し大きな指定管理工場に置かれている方々ですけれども、この方々は先ほどの管理統括者で書かれていることと少し似通っているんですが、現場のエネルギー管理の業務を管理をするというふうに書かれています。基本的には、現場のエネルギー管理を行っていただく方々になるのかなというふうに考えています。

そのエネルギー管理者の職務というのが、エネルギー管理員についての次の5ページ目のところの十三条の4で、十一条の規定が「エネルギー管理に準用する」ということで、エネルギー管理者の業務と同等に、エネルギー管理員もその業務をやることになっています。

その中で、具体的な事項というのが省令に落とされているんですけれども、そのエネルギー管理者の業務ということで、十条の中に規定が置かれています。漢数字の一番のところは、エネルギー使用の合理化に関する設備維持に関することということで、先ほどの管理統括者の中の一部ではあるんですが、設備を維持することに関しては現場の仕事であると。

先ほどの4ページに少し戻っていただいて、先ほどの法律の施行規則の六条の二というところ

で、漢数字の一番と二番で御紹介させていただきましたが、こちらは新設、改造、撤去ということで、設備を新たに入れるであるとか、撤去する、更新するとか、そういうことを書かれているので、現場のエネルギー管理をするのは現場の方々、他方で、投資判断とかをするのは、このエネルギー管理統括者であるということは、今、現行法上も規定がされているところということになっておりまして、そのような形で規定が置かれておりますので、現場のエネルギー管理に関することをしっかりと管理者、管理員にはやっていただくという規定に今なっています。

また、5ページ目の、先ほど見ていただいております管理者の業務の中の漢数字の二番のところ、「第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成」ということで、十七条の報告書というのは、エネルギーの使用の状況を事業者ごとに報告いただく定期報告書のことを指しています。第八十七条第三項というのは、国から例えばエネルギーの使用の状況とかを聞かれたときに、報告聴取を受けたときにつくる書類の作成業務が書かれています。

ということで、現場のエネルギー管理と定期報告書であるとか、報告聴取を受けたときの書類の作成ということで、現場の実務に関することは、このエネルギー管理者、管理員という方々に職務が寄せられているということになっています。

それを踏まえまして、2ページ目のところでございますけれども、現場実務を管理する者の責務としまして、今、先ほど申し上げた現場のエネルギー管理業務の管理ということで、1つ目のポツで規定を置かせていただいております。

また、2つ目のポツにつきましては、先ほどの定期報告書のような現場のエネルギー管理、エネルギー使用の状況等がどうなっているのか、設備の状況がどうなのかというのは、しっかりと経営層に上げて、それから国に出てくることとなりますので、そちらについても、エネルギー使用の合理化の状況に係る分析結果の責任者に対する報告ということで、そういった規定を置かせていただくということを今回新たに措置したいなというふうに思っております。

以下、「ウ」から「ク」のところにつきましては、先ほどISOのところでも申し上げましたけれども、PDCAの順番になるように、また、それぞれにタイトルを付す形で規定を改めさせていただきます。

その中で少し特筆すべきことがあるとすれば、今の現行の「エ」から「カ」に、現行エから見直し案と「カ」になっているものについて、こちらにつきましては、ISOの中で内部監査というものが位置づけられておりまして、そのような監査、客観性を高めるということで、事業者の方々のエネルギー管理を行っていくときに、そういった目も入れるということも重要であるということも書かれておりますので、この「カ」については、客観性を高めるために監査手法という

ものを、もしくは内部監査等を検討しつつということで、これを義務化してしまうと、やはり費用的な負担であるとか、中小事業者の方々もこれは対象になりますので、負担感がすごく大きくなってしまいますので、自分でできる人は自分でやるんだと。

また、実際に客観性を入れる必要がないと思えば、それは検討するという事なので、実際に入れなくてもいいのですが、これを検討した結果、これが有効であるということが確認されれば、そういったことも、内部監査であるとか、監査手法というのを導入するという事を一つ考えていただくということの契機になるのかなということで、この「カ」の中には客観性を高めるために監査手法を検討するという文言を少し追記させていただいております。

というのが、全体の「ア」から「ク」の内容ということになっております。

最後、ちょっと長くなりましたが、3ページ目を見ていただければと思うんですが、先ほど冒頭で申しあげました個別の設備、工場であるとか、個別の設備ごとにやっていたべき事項ということを規定しているわけなんですけれども、それに対しての文章が少し前のほうに寄り過ぎていたので、これを適切に、この使用設備ごとの基準であるとか、そういったものの前に持ってきて、この前段の部分の文章はこれに対応しているんですよということがわかりやすいように、規定1をまず変えさせていただいた上で、もともと、この見直し案を書く前は、この使用設備ごとの基準しかなくて、事業者全体の話から、いきなり個別の設備の管理標準とか、そういったものの規定になってしまっていますので、そういったものを間を取り持つといいますか、工場全体で業種等も関係なく、みんな事業者であればできることというのを間に1つ入れた上で、個々の設備、空調設備であるとか、照明設備であるとか、そういったものの個別の設備の基準というのを位置づけるべきだろうということで、真ん中の工場等单位、設備単位での基本的実施事項というのを今回新たに規定をしたいというふうに考えております。

ローマ字の a、b、c、d、e、f というのが新設をさせていただくべき事項ということなんですが、エネルギーの使用状況や使用設備の排熱等の発生状況を把握・分析し、課題を抽出する」ということで、現場のエネルギー管理を通じて、日々の課題というのをちゃんと吐き出しておくことということ。

また、それをするためには、エネルギー管理に係る計量器であるとか、エネルギー管理システム等の整備を行うということ。

また、設備を使っていないときの無駄なエネルギーというところがやはり問題になりますので、そういったものというのは最小化に努めること。

dの、やはり省エネというところだけではなかなかこのエネルギー管理というのが進んでいかないので、それが生産性向上とひもついているんだということで、その生産性向上というのを通

じてエネルギーの使用の合理化を図ることと。

eが、実際にこの設備をエネルギー管理していく上で、効率であるとか老朽化の状況というのは適切に把握をした上で、今後、例えば経営層に上げていったときに、ではこの設備を更新しようかという話になったときには、この設備からやりましょうということで、優先順位をちゃんとつけて備えておくということが必要かと思しますので、その更新、改造等の優先順位を整理しておくこと。

最後、fですけれども、やはりオーバースペックな設備というのが入っているということが結構、工場であるとか、事業所では多いことがありますので、そういったことに関しましては、能力とか容量というのは、その規模に応じて余裕度をちゃんと最適化することが重要であろうということで、その余裕度の最適化に努めることという、この6つの項目というのを今回新たに規定させていただくということを想定をさせていただきます。

最後、1、2のところについては、そのタイトルをつけさせていただいて、主要設備ごとの諸基準というタイトルをつけさせていただく形にさせていただきたいということにしております。

すみません、説明が長くなりましたが、このような形で基準部分の見直しというのを行わせていただきたいなというふうに考えておりますので、御審議いただければと思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

基準部分の見直し案ということで、資料1、2、3及び参考資料について御説明いただきましたが、何かご質問あるいは御意見があれば、ネームプレートを立てていただけるとよろしいと思います。よろしくお願いします。

花形委員、お願いいたします。

○花形委員

ありがとうございます。

ただいま非常に丁寧に御説明いただきまして、具体的に誰が何をやるかというところが非常に明確になっていると思いますし、見出しをつけられたりとか、全体的にわかりやすくバランスもよくできているとまず思いました。

その中で、先ほど御説明いただいた、「ア」から「カ」の中の「カ」の取組方針の遵守状況に関してですが、そもそも今回の判断基準がどういう主旨で検討されているかという視点からは、基本的にはエネルギーミックス、徹底した省エネ、こういったことの実現に向けて、小委員会でも御指摘がありましたように、大規模な省エネ投資の促進等を行い、我が国の省エネを前に一歩進めるということを狙いとしていると思っております。

す。

そうしますと、前回申し上げました通り、この活動の基軸というのは取組方針になると思いますが、この取組方針がP D C AのCの段階でどのくらい達成されているのか、確認や評価するという点から見たときに、客観性を高めるという視点を入れるということは、省エネを一步進める、あるいは実効性を担保するという面においては、非常に重要な見方ではないかと思っております。

そういうことから考えますと、先ほど御説明いただいたカのところ、監査手法または内部監査等の活用を検討しつつ、という文面を入れていただいたことに関しては、私は賛成いたします。

こうした視点をどのように具体化していくかということに関しては、各事業者さんの実情に合わせて、自主的にご判断されればよろしいかなと思いますけれども、私が考えるには、I S Oの例えば50001とか14000を取得されている事業者さんは、その内部監査手法を活用されたりだとか、あるいは、場合によっては内部の当該部署以外のところに見ていただくといったことも客観性を担保するといったようなことにもつながるのではないかと思っております。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございます。

基本的には賛成ということですね。

辰巳委員、いかがでしょうか。

○辰巳委員

ありがとうございます。

すごく経過をわかりやすく御説明いただき、ここで検討する検討の方法もすごく明確になって、よかったと思っております。

書かれている内容の中で、私自身が日常的に気にしている単語がありまして、例えば管理統括者というのを設け、彼らが中長期的な計画の方針を策定するという話があるんですけども、この中長期的なという単語が非常に曖昧で、各社さんの例えばC S R報告書のようなものを見せていただいても、その中長期という単語に、例えば3年ぐらいで中長期と言っていたり、5年とか、あるいはもうちょっと長いことを言っていたりというふうなものもあったりして、非常に私から見たら、曖昧な表現なんです。だから、このままでこれいいのかというの、気になっているということが1つです。

それから、あと、管理統括者は、もう少し具体的にちゃんと自分の書類だけで上げてきて印鑑だけで回すということも起こり得るかもしれない。ちょっと心配しましたもので、ちゃんと自分の目で現場を確認するということも、管理をやる方は重要だというふうに私は思うので、何かそういうふうなこと、ちょっと具体的なことを、少し入るといいなというふうに思いました。

それから、あとは、そういう具体例の一つとして、それは取り組みの中身なんですけれども、そういう意味でのベンチマークなんですけれども、やっぱり他社の好事例なども参考にしましょうというとかというふうな感じの単語も、あるといいかなというふうに思っている次第です。

以上です。よろしくお願いします。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ここでお答えいただけますでしょうか。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

辰巳委員から1つ目の御指摘のところ、1つ目の中長期という言葉が非常に曖昧ということで、確におっしゃるとおり、法律上、中長期というのが何年かというのは具体的に定められていないんですが、この省エネ法上、一応法執行の中では、3から5年程度の期間を想定して、計画書をつくっていただくことになっております。それを国が大体確認をして、こういうことを企業さんは考えられているんだというのを確認させていただくということにさせていただいているということでございます。

書類だけではなくて、現場を見るとか、他社の好事例を見るとかという文言もあったほうがいいんじゃないかということでございますけれども、多分おっしゃるとおりでして、そういうものも含めてやるということは必要だと思っています。

それを文言に落とすときにちょっとどうしようかというところで、非常に悩ましかったのですが、少なくとも、統括管理をすることの業務の中に含まれていたりとか、そういったことかなとは思いますが、そこにニュアンスが確かに入っていなかったりとかというところもあると思うので、この告知上に書くのか、もしくはそういう定期報告書の記入要領みたいなものがありますので、例示として、こういうことが想定されますというような書き方を、ちょっとまたご相談させていただいて、この告知に書くと、法令上の文言になってしまうので、そういった形で対応を、別に考えさせていただきた

いなというふうに思います。

ありがとうございます。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

では、赤司委員、お願いします。

○赤司委員

一歩進んだ書き方になっていて、大変結構なことだと思います。

一点お伺いしたいことがあって質問しますが、責任者、責任者を補佐する者と、現場実務を管理する者と、いずれも管理する人の役割はここで定義されていますが、資料にある工場等単位、設備単位での基本的実施事項の a から f に書いてあることを、誰が、どういうレベルでやれるのか、というところが結構ポイントだと思います。

例えば最初の「把握・分析し課題を抽出すること」について、これをどのレベルでやれるのかというようなことです。「合理化を図る」といっても、余り専門的な知識や技術をお持ちでない方が行う場合と、それなりの技術を持っている人が、きっちりシステムを見て、データを見て、これはこのように運転すべきだというようなことを行うのでは、かなり差が出ます。

余裕のある設備を導入してというお話がありましたけれども、仮に余裕のある設備であっても、運用を工夫したり、機器の制御設定値を変更したりすることによって、さらに上積みの省エネが図られますので、基本的実施事項のレベル感をどのように読んだらいいかというのがあります。

したがって、このまま出たときに仮に下振れしますと肝心な現場のレベルが上がらないということにもなりかねません。今後考えていかなければならないことなのかもしれませんが、その辺のことをしっかり念頭に置いておくべきだろうと思いました。

○川瀬座長

ありがとうございます。

何かございますか。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

本当に御指摘のとおりで、誰がこれをやれるのかというお話は御指摘のとおりだと思っていて、基本的には、これ自体は、事業者の管理をやっていただくことと、現場でやっていただい

ている方の皆さんに、意識をしていただくことなんだろうと思っておりまして、これは、というのは、下のところの個別設備ごとのという話になると、さすがに経営者の方々が個別設備について、具体的に把握するというはかなり難しいだろうなというふうに考えますので、その一番下の主要設備ごとの諸基準というのは、もう現場の方々にお任せをする世界なんだろうというふうに理解をしています。

他方で、工場等单位、設備単位でということになってくると、少しちょっと工場等单位という話にちょっとレベルが上がると、それは確かに工場長のような方々がいらっしゃったりとかということはあると思うんですが、その責任者の方々というのも、しっかり全体を網羅的に見ていただいて、統括管理していただく業務が今、法律上、規定されているので、そういった方々にもしっかりとこういうことを意識していただきつつ、専門的な知識を持って、例えばチューニングをしていただく方にも、こういうことをちゃんと意識していただきつつという、全ての単位で見ていただくことというのが必要になるんだろうなとは思いますが、確かにそこはちょっと明確化されていないので、今後、これを周知していくときには、やっぱり主体として、皆さんがちゃんとやっていただくことが必要なんだということを、あわせて入れていく必要があるのかなというふうに理解いたしました。

ありがとうございます。

○川瀬座長

それでは、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

ありがとうございます。

この案の見直しをされて、非常に具体的に責任が明確になってという非常にいい案だと思うんですが、先ほど辰巳委員がおっしゃった統括管理者と現場の管理を少し分けるという、ここが少し心配だなと思うことがありますので、発言させていただきます。

といいますのは、この工場判断基準というのは、その事業者、事業をする方に対する決まりごとというのはあれなんですけれども、当然、管理というもので何とかなるところもあるけれども、新しい省エネ機器とか、そういった新しいものを導入するという、こういうことも非常に重要なことで、こういうのが出ますと、新しい機器、そっちをつくる側のシーズ側というのでしょうか、そちら側もビジネスチャンスだということで、いろいろなことをやってくる。これ自体は世の中が回るのでもいいことなんですけれども、中に余りよろしくないことを考える方もいるかもしれない。

実は、特定の業界で有名なやつがありまして、すごく評判にはなっていて、そうしますと、統括管理者といいますか、上の方たちは、他社ですごく成功している例があるから、これをうちも

検討しようというのだけれども、実は現場ではちょっと問題のあるものでして、現場の方では有名でして、社長に、いや、あれは駄目なんですという、逆に大変だと、こういう有名な例がありまして、そんなようなことが、ここで同じようなことが起きないかというのが、ちょっと心配にしております。

というわけで、ちょっと私、シーズ側の技術のほうで、省エネルギー課のほうでどういった取り組みをされているかは存じないんですけども、そういった新しい省エネ技術のほうの有用な技術のリストアップというか、そういったものにお金をやる方、あとは現場をやる方、ここで話の食い違いとか、そんなものが出ないように、うまいこと回るようなふうになってくれればいいなど思っております。そこがちょっと心配ですので、発言しました。

以上です。

○川瀬座長

では、お答えを。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

もう御指摘のとおりで、私たちも、現場の、先ほど渡辺委員から御指摘いただいた、管理者がこれをトップダウンで入れろといったときに、なかなか現場の方々がトップに言われると、なかなか仕方がないよねと言って、設備を、例えば、現場では少し問題があるのに、そういうものを入れざるを得ないとかというケースが、少しあるのかなと思ったのですが、今回、どちらかというところ、このPDCAサイクルというのは現場で回っているだけなので、責任者の方々を含めて、ちゃんと回していただくという意味で、現場実務を管理する者の責務として、2ページ目に書かせていただいている2つ目のところというのが、かなり重要なかなと思っております、合理化の状況に係る分析結果の責任者に対しての報告ということで、これをまず個別設備ごとにやり始めたりすると、なかなか難しいんですが、こういう設備については、例えばこういう問題があつてとかということも含めて、その分析を現場レベルでちゃんとやってもらって、それが問題なんだということ、ちゃんと現場の方々に対して、こういうことをちゃんとやってもらうんだということ、位置づけておかないと、逆にそういうことになり得るのかなと思っております、経営層はトップダウンでやっしまえばいいんだという認識に、今は責任者を配置して、責任者がエネルギー管理することしか書かれていないので、現場の方々も含めて、こういうPDCAサイクルをちゃんと回していくということ、あえてちゃんと規定しておくことが今回重要なかなと思っておりますので、そういう形で対応するという事かなというふうに理解をしています。

○川瀬座長

ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。

今回、整理をされたことで、経営層、現場、そして、間をつなぐ補佐をされる方の役割が明確になったこと、それからもう一つ、PDCAのサイクルにあわせて書きぶりを変えたということで、ISOの50001とも整合性がわかりやすくなったということは大変すばらしいことだと思います。また、実際にISOを取得された企業、あるいはそこまで至らなくても、エネルギー管理を進めていこうとされる方にとって、世界との距離感が縮まり、わかりやすくなったことは非常に重要だと思います。

その上で、今回整理をした資料の「カ」の取組方針の遵守状況の確認等の「客観性を高めるために監査手法」、あるいは内部監査等「を検討しつつ」と書かれているところについて、昨今、全く別な部門ではありますが、ガバナンスの問題が非常にあちこちで出現しております。

日本の社会としては、性善説にのっとって運営していることが多い中、省エネルギー法に関しましても、ある種、性善説的なゆとりのある規定が多いかと思うのですが、その中でも、外から見ても、あるいは社内の他の部署から見ても、これは正しい方向に進んでいるということがわかるような客観性を高めるための何らかの手法を考えるということには賛同いたします。

その上で、各団体、あるいは勉強会での御意見というところ、参考資料の2の大きな3番、ISO50001との関連の部分で、義務化されることを心配しますという御意見もありましたように、監査についても義務化されるというような誤解のないように、きちんと説明をされることが大切です。冒頭、御説明がありましたように、これは中小企業さんにとっても指針となることかと思っておりますので、その点は、説明をきちんとされることは、引き続き重要だと思います。大切なのは、ここでは客観性を高めるための取り組みを重視するということかと思っております。

最後に質問ですが、この今の「カ」のところ、「監査手法 (or 内部監査等)」、それから、もう一つ、「イ」の部分、最後から2行目のところで、「意思決定機関 (or 業務執行を決定する)」、この「or」という書きぶりのところは最後はどのように整理をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○川瀬座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○吉川エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

今、御指摘の点については、私も皆様に、逆にどちらのほうが、本当は現場実態に即しているのかというところは、お伺いしたいなと思っていまして、資料の中でも御説明を差し上げましたとおり、特に「イ」のところであれば、懸念としては、意思決定をされる機関にちゃんと上げていただくということなのですが、上場会社さんだと、株を発行されてということで、その意思決定をするのは、基本的には株主さんであるので、株主総会に上げるということはそもそも想定されていなくて、やはり業務執行を株主さんから任されている、所有と経営の分離が行われているのであれば、経営側の業務執行をされている、決定をしている機関に上げればいいんだということで、こういう書き方もあるのかなと、少し会社法的な世界になってくるのですが、どちらのほうが正しいというか、企業の事業者さんにとってはわかりやすいのかというところのほうが大事だと思うので、そこはちょっと御意見をいただきたいなと思っておりましたし、先ほどの監査手法という言葉であれば、山下委員御指摘の義務化というところが、業界団体の皆様から、当時、勉強会の中ではすごく懸念されるという声が上がっておりましたので、それであれば、第三者評価ということが例えば義務化されれば、中小企業の方もお金を払ってでも監査に来てもらったりしないといけなくなってしまうので、そうではなくて、検討するという言葉ではあるんですけども、逆に内部監査という言葉のほうが、「内部監査等」という言葉を出して、まず内部監査を主に考えていますと。

その中の「等」の中に、例えば第三者評価みたいなものも入ってくるんだけど、基本的にこの内部監査というのが、明示的に前に出ているほうがいいのかという、そういう御意見があれば、これをどちらかに決めたいなというふうに思っていましたので、できれば、業界団体の皆様の御発言をいただきたいなというふうに思っております。

○川瀬座長

現段階では「or」だけでも、どっちかの言葉に決めたいということですね。

ということですが、いかがでしょう。

○山下委員

結構でございます。

私自身の意見を申し上げれば、どちらも括弧内のほうが良いと感じております。

以上でございます。ありがとうございます。

○川瀬座長

順番に、鶴崎委員、お願いします。

○鶴崎委員

資料3ですけれども、こちらの御説明の中で、冒頭、事業者ということで、こちらは、省エネ法というのは、必ずしも特定事業者だけではなくて、全ての事業者が対象となっていて、この判断基準もそうであるという趣旨の御説明がありまして、そういうのは定期的に振り返るべきところかなというふうには思っていますけれども、今、ここであった見直しの1のところ、この文章を途中で切って、後ろに、「技術的かつ」の以降を後ろに回されたと思うんですが、そちらの回されたほう、3ページですか、こちらのほうも、まず主語として、「事業者は」というのは要るんじゃないかということがありまして、それが全ての事業者が対象であるということは、ここでもまた改めて示していただきたいということと、次の「a. から d. までに定める」とある、f までですかね、6 つありまして、こちらの並びが a でいきなり「廃熱等の発生状況を把握・分析し」とあるんですね。

これは、かなり難易度が高いというか、ハードルが高いなということと、対象となる事業所という意味でも、工場に限定されるのかなといったことで、全ての事業者に向けて書いていらっしゃるのであれば、なるべく多くの方に共通する事項から順に並べるとか、そういった配慮があってもいいのかなという気がしております。

そういう意味では、例えば e とかあたりは、場合によっては、全ての人にかかわりやすいのかなとか、そういったところも踏まえて、この並び順を検討いただけると、より、これは自分に向けたものになっているという感じで、受けとめてもらえるんじゃないかなという気がしております。

その意味では、参考資料2のほうで、どなたかの御意見にありましたけれども、本当は「工場等」という表現も、工場以外の方から見ると、本当にこれ自分たちのためのものなのかなという感じがやっぱり若干あるので、いつか省エネ法の改正等のときに見直すことができるのであれば、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

すみません、主語の抜けと、「d. まで」という誤字の関係は修正をさせていただきます。

今、御指摘いただいた、a から f の並び順というところもおっしゃるとおりだと思いますし、全体の、本当は事業者さんにやっていただくべき事項を掲げているものなので、おっしゃるとおり、並び順というのは、皆さんに共通しているものから順に並べるといえるのかなと思いますので、そこはちょっと御相談させていただいて、並び順は考えさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○川瀬座長

「工場等」の呼び方を変えるとすると、これはかなり大変ですね。

○吉川省エネルギー課長補佐

すみません、本当に法制上の話でしかないんですが、一応、省エネ法の中で、「工場等」というものの定義がもともと置かれておまして、それを変えない限りは、告示の「工場等」という言葉も変えることがちょっと難しいので、今、この瞬間、告示だけを「工場等」から変えてしまうということは、法令のつながり上、大変申しわけないんですが、難しい。

御指摘の点は非常によくわかりますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。申しわけありません。

○川瀬座長

山川委員、お願いします。

○山川委員

ありがとうございます。

私、今まで何度も判断基準を読み込む努力をいろいろしてきましたが、技術屋ではないこともあり、なかなか読み進めるのが大変だったという印象があります。

それは、やはり設備について、技術のことが細かく書かれているところがとても多いというのがあると思うんですけども、今回の整理によりまして、会社全体で行うこと、それから、工場と設備での基本的な事項ということで、大きなことが最初にまとまっていて、それで、その先の細かいところと、段階を追って整理されたことで、非常に読みやすくなったと思います。

この判断基準は全ての事業者さんが読んで、これに従って省エネを進めていくというものであり、いろんなバックグラウンドの方が読みますので、そういう意味で、わかり

やすくとっつきやすくなったなという印象です。

先ほど2人の委員からも出ていましたが、力の取組方針の遵守状況の確認等のところについては、今までお二人の方がおっしゃった意見と同じでございますけれども、客観性を高めるというところはやはり大事だと思いますので、このような文言が入ってもよろしいと思います。

それで、これはあくまでも「検討をする」となっておりますので、検討した上で可能なものを取り入れて進めていくということになると思います。そういう過程で、今までずっと省エネをやってきた、事業所の中でも新たな気づきが生まれることもあるのではないかと思います。

また、この中の監査手法の中には「内部の監査等」ということで、例えば社内での委員会のようなものも多分含まれてくると思うんですけども、中小企業の場合ですと、なかなか会社全体で省エネに取り組むというところまでは行きつかないということもよく聞きますので、このようなことを通じて省エネに対する意識が高まって社内全体で取り組むということも期待できるのではないかと思います。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

この部分は括弧の部分ではなくて、監査手法を検討する、のほうが良いという御意見と承ってよろしいですか。

○山川委員

「内部監査等」ということがあるので、恐らくこれは内部での検討というものも含まれていると理解して読んでいますけれども。

○川瀬座長

そうすると、「または」という言葉にして、このまま残すということでしょうか。

○吉川省エネルギー課長補佐

今の僕の理解は、「内部監査等」というその「等」の言葉の中に、例えば内部の委員会とかそういったものも含まれるので、その監査手法及び内部監査等のほうがよろしいということだったと理解したのですが。

○山川委員

いえ、よいとか悪いとかいう話ではないんです。

○吉川省エネルギー課長補佐

それは監査手法ではなくて、考え方としてということですかね。

○山川委員

はい。

○吉川省エネルギー課長補佐

だから、表現としては、今御意見はいただいているということですかね、はい。

○川瀬座長

先ほど事務局から「監査手法を検討しつつ」か、あるいは「内部監査を検討しつつ」かどっちかということで、この表現がされているということでしたが。

このまま残して「監査手法または内部監査等」というふうに書いても、文章としてはおかしくないような気もしますが、先ほどの山下委員は、客観性という面を重視するとこの「監査手法」というほうが良いのではないかというふうな御意見と受け取ったのですが、いかがでしょうか。

○山下委員

申しわけありません。先ほどははっきりと申し上げなくて失礼いたしました。

「カ」のほうは「内部監査等」のほうがよろしいのではないかと、それから、「イ」のほうは「業務執行を決定する機関」のほうが良いのではないかと、括弧内の表現のほうが好きですと申し上げております。

○川瀬座長

括弧内を押ししたいということですか。

それでは、括弧内のほうにした場合、何か問題があるとお考えの委員はいらっしゃいますか。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

すみません、「客観性を高める」という言葉がやっぱり重要で、内部監査も含めるという意味を監査手法の中に入っているということと捉えてよろしいのでしょうか。

監査手法と言ったときに、外部監査だけではなくて内部監査でもいいよということをここで言いたかったということで理解すればよろしいのでしょうか。

○川瀬座長

内部監査等を含めて監査手法と表現していると、そういうふうにとっていいかどうかですね。

○吉川省エネルギー課長補佐

基本的には、多分表現ぶりは、どちらも余り意味は変わらなくて、外部も内部も入っているということではあるんですが、見え方として、外部ということが先に想起されてしまうと、やっぱりお金を払ってやらないといけないということにつながってしまうので、「内部監査」という言葉が一番ちゃんと例示として一番最初に出てきて、それに「等」がついていけば、内部監査というお金のかからない客観性の高め方というのが前に出てくるので、そういう表現のほうがいいのか、「監査手法」という大きくりのもので内部監査も外部監査も全て含まれたものの考え方のほうがいいのかという、どちらのほうがいいのかなというの、ちょっと見え方の問題としてというのは御提示させていただいたという趣旨でございます。

○辰巳委員

そういう趣旨であるならば、内部監査を含んだ監査手法という表現が何かうまくできれば、内部監査でも可能であるという主旨の表現があればいいのかなと思って。

監査手法の中に内部監査も含むという表現であればいいのかなと思ったんですけど、よろしくをお願いします。

○川瀬座長

そういう文書表現にしてもいいわけですね。

今の辰巳委員の御意見に対して、何か異論があるという方はいらっしゃいますでしょうか。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員

ありがとうございます。

異論というわけではないですけれども、オブザーバーの方の御意見を、もし可能なら聞いてみたいと思います。

○川瀬座長

なるほど。

いかがでしょう。オブザーバーの方から何か御意見ありますでしょうか、今の点に関して。

○黒田オブザーバー

自動車工業会です。

監査のところについては、内部監査の表現の話ではなくて1つ意見がありまして、今

我々としては、現行の体制におけるP D C Aサイクルを回すことで十分機能していると考えています。そこに監査を実施するという事は、実は反対です。

それは、客観性云々の話もありますが、やはり監査を行う場合、内部監査であっても監査人の資格をちゃんと取らないといけないとか、監査手順をつくらないといけないとか、もちろん監査もしないといけないということもあります。

また、外部の場合は当然コストもかかってくる。いずれにしてもコストがかかってきます。

うまくP D C Aが回っていくのであれば、そういうそれに関する監査にお金をかけるよりは、省エネにお金をかけたほうが省エネは進むという判断です。

ただし、そのP D C Aがうまく回っていないところについては、監査というのはどこに仕組み上の問題があるのか発見するには有効な手段なので、そういう事業者は選択肢としてやったらいいと思います。

先ほど事務局のほうから、必要な事業者ができるという表現で「検討しつつ」というふうに変えたとおっしゃんですが、そこはもう少し明確にわかる表現にさせていただきたいと思います。

つまり、P D C Aがうまく回ってもう必要ないと判断しているところは検討はしなくてもよくて、必要なところは内部監査なり外部監査で仕組み上の問題を発見して、客観的に見てくださいということです。そこをちょっと要望したいと思います。

○川瀬座長

「検討しつつ」というふうに書いてあるので、検討した結果、必要ないということで、内部監査は行わないという決定も可能なように、この文書から読めると思いますが、それでも気になるということでしょうか。

○黒田オブザーバー

法令の文書になってしまうと、やっぱり監査を何がしかの検討をして実施するみたいに見えちゃうんで、ここは、何かはっきりしたいです。

意見が同じであれば明確にそこは、誤解のないような表現にしたいというのが御意見です。

○川瀬座長

「検討」という言葉でも、結局はやるということになってしまうと、そういうことですか。

判治オブザーバー、お願いします。

○判治オブザーバー

その前に何か藤井委員が最初から挙げておられるので、その後ちょっと。

○川瀬座長

先に挙げておられた藤井オブザーバー。

○藤井オブザーバー

日本鉄鋼連盟の藤井でございます。

お気遣いいただきましてありがとうございます。

私、今は鉄エネルギー委員、その前は製鉄所で実施するエネルギー関連の実務から、現在、本社で統轄のほうの仕事をトータルでさせていただいて、社会人に入って30年近くほとんどエネルギー関係ばかりやってきている人間で、省エネ法についてはいろいろ御指導いただきながらやってきた者の立場として、今回の判断基準のことについてちょっと意見をさせていただきたいなと思います。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、今回の判断基準の趣旨というのが、経営層と現場の一体感を出したいということで、今回の改定がされているということからしますと、まず、これの書きぶりが、「ア」のところから入っているというのが気になってございまして、本来ISO50001に書いてありますとおり、本来はトップマネジメントと、トップの方針があって、それに従ってやっていくというところが、多分あると思うんですね。

さっきもトップからいろんな方針が出てきて困ると、私もそれはいろんな経験がありますけれども、たてつけとしましては、トップが方針を立てて、どういうことをやっていくんだというのをやった上で、それを進めるための体制という形の、多分「ア」から「カ」の書きぶりが、そういうふうにしたほうが、最初に「ア」で体制をつくってしまうと、私がもし経営者だとすると、任命した責任者に全てあなたの仕事ですよというふうになりかねないので、もし経営と現場に一体感を持たせるのであれば、まず「事業者は」と書かれている方針が何だという「ウ」、「エ」、「オ」のところはまず最初に持って行って、その次にそれを推進するための体制の「ア」が必要で、それから体制つくった上で管理をしているところの「カ」、「キ」というところと、それから文書による管理というまとめのほうで、物すごく仕事として社全体で動く形になるのかなというふうに思っていますので、その辺はちょっと御検討いただければ。

あと、今御議論のありました2点でございますけれども、1つの意思決定機関のところですけども、意思決定機関という「機関」ということをつけられますと、会社的に

は取締役会ないしは経営会議とか結構重たい会議になってまいりますというところで、そういう会議体のところで私も管理者として出ますけれども、正直な意見、フリーなディスカッションって、なかなか議事録で残りますのでできないところがありますので、その辺をちょっと考えていただいて、例えば「意思決定者もしくは機関」という、意思決定機関みたいなことで、そういう書きぶりにしていただくと、物すごく経営者と現場とのコミュニケーションが図られるのではないかなというふうに思います。

それから、監査のところなんですけれども、監査については、多分ここを書かれている趣旨は、自分たち自分でやるとお手盛りのことで評価してしまって、やったかのようなのがまずいのではないかというところの部分で危惧されて、監査という言葉が入っているというふうに私は思っているんですけれども、ただ、客観的なのということを最初に言われてしまいますと、とり方としては、やっぱり外部の監査というふうに私どもはとりますので、そういう意味では書きぶりがいいかどうかはわかりませんが、私がちょっと今ここで考えたのは、「現場実務者による自主点検に加え、内部監査等、客観性を高める監査手法を検討しつつ」という形にしていれば、先に客観性が出てしまうと、要は会社以外のところの事業者に対して言っている文言ですので、そういう意味ではそこを前後させたような文言にしていれば物すごく運用としてはいいのかなというふうに思います。

現場の者からそういうふうに思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございます。

たくさん名札を立てている方がいらっしゃいますので、とりあえずお話を伺いたいと思います。順番では、三浦オブザーバーですかね。

○三浦オブザーバー

石油連盟の三浦と申します。

今回の改正で1つ非常に注目する点は、3ページ目の表にあります基本的実施事項のところのdのところですね。「生産性の向上を通じ」という文言が非常に注目すべきところでございまして、生産性にはいろんなくくりがありますけれども、単にハードウェアの効率という話だけではなく、例えば事務コストやマンパワーとか、そういったものを含めたトータルの企業活動としての生産性というようにとったほうがいいのではないかなと思います。

そこから翻りますと、先ほどから議論になっております外部監査とか、どこの機関でやるかということにつきましても、経営が特に深く関与した上で、何がこの省エネ活動について実効性、つまりコストパフォーマンスがいいのかを考える際に、外注がいいのかとか、いわゆる社内的に負荷がかかる会議を立ち上げなきゃいけないのかとか色々考えられますが、その中で適切な、最も効率のいい、実効性の上がる方法を選べるような書きぶりにしていただきたいなと思っております。

以上です。

○川瀬座長

具体的に、どう変えたらいいという、御提案はございますか。

○三浦オブザーバー

具体的な文言までは用意しておりませんが、例えば先ほどの（or）のところの話につきましては、今ここにある文章でどちらかといいますと、両方共括弧の中の文言のほうがふさわしいのかなと思います。

また、先ほどいろいろと御意見があった中では、例えば鉄連の藤井さんの御意見を今聞かせていただくと、なるほどなと思うところでございます。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

お待たせいたしました。判治オブザーバー。

○判治オブザーバー

ありがとうございます。

勉強会のメンバーとして、本日は参加させていただきました。

同じような御意見がさまざまな業界団体さんからも勉強会の中でも出ておまして、いろいろ検討したところでございます。

鉄鋼連盟さんの藤井さんと同様に、私も40年にわたって、エネルギー管理を現場でやっておった感覚からすると、やはり省エネルギーの推進というものは、どうしてもマンネリ化する傾向にあると。

やっぱりこれは、そのときに客観的な評価をしていただくというのは極めて重要だということを勉強会の中でも申し上げたところでございまして、そういう面で、今回のこういう表現、この「カ」でございませうか、は非常にいいのではないかなというふうに思います。

既にPDCAは十分回っているからいいんじゃないかという御意見もあったようでございますけれども、PDCAがきちっと回っているということは、それは客観的評価もなさっていて、なさっていた上で回っているんじゃないかというふうに感じる次第です。

勉強会における鉄鋼連盟さんの意見と、今、藤井さんがおっしゃった意見とで、大分マイルドになったので、非常にいいんじゃないかなというふうに思っております、本日の藤井さんの意見も配慮しつつ、検討いただければなと思う次第でございます。

いずれにしても、内部監査、監査手法、いろいろあるかと思えます。内部監査という言葉自体が、どうもJISで定められた内部監査そのもののことのイメージを彷彿とさせると。その場合には、内部監査といえどもコストが発生する場合があるのではないかなという意見もございましたので、私の考えるには、内部監査というよりは、当該担当者以外の者が、きちっと何か客観的に見ていただくと。その活動を評価してもらうといったことが極めて重要じゃないかなというふうに感じる次第でございます、もう少しマイルドな感じのチェックというところを、ぜひこれは必ずしも特定事業者さんだけじゃなくて、全てのエネルギーを使用して、事業を営む方々にとっての基準でございますので、そういうようなわかりやすい表現がよろしいんじゃないかなというふうに感じる次第でございます。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

高橋オブザーバー、いかがでしょうか。

○高橋オブザーバー

ありがとうございます。

省エネの取り組みに関しましては、大きな投資が必要となります。現行も経営層を含め、自社なりのPDCAを既に回していると考えています。

その中で、今回、「カ」のところの客観性を高めるための監査手法の一つとして、現状、業界団体としても、「低炭素社会実行計画」を国へ毎年報告して、フォローアップを受けています。これは業界として各社様の取り組みを毎年フォローアップしている現状でございますので、このような国の動きを手法の一つとして活用することも考えていただきたく、お願いいたします。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

黒田オブザーバー、どうぞ。

○黒田オブザーバー

自動車工業会です。もう1点だけ、すみません、お時間ないところ。

工場等单位、設備単位での基本的実施事項のaの部分です。

こちらのところで、「エネルギーの使用状況や主要な設備の排熱等の発生状況等を把握し」ということなんですが、当初の案からこの「主要な」というのが入っていたと思うんですが、実際はこの「主要な」というのが入っても、今の書きぶりであると、非常に困難な状況になるのではないかとちょっと危惧しています。

排熱の発生状況の把握というのは、実際は省エネのアイテム、ネタ探しとしては非常に有効だというのは認識しています。

なので、ここについては全く賛成なんですけれども、ただし、全ての、たとえ主要と言われていても、全ての主要な設備の状況把握というのはさすがにハードルが高過ぎて、主要な設備の中でもさらにエネルギー使用量が大きいものとか、ネタが見えつつあるものという感じで優先順位をつけたり、あるいは必要に応じてやらないと、この状況把握ばかりにリソースがかかって、いざネタが出たときに実行に回すリソースがないという状況に陥りたくないということで、この部分についてはできれば発生状況等を、例えば必要に応じてとか優先順位をつけてとか、そういった感じにさせていただけると非常にありがたいです。

○川瀬座長

ありがとうございました。

狩野オブザーバー。

○狩野オブザーバー

すみません、ありがとうございます。

電気事業連合会の狩野と申します。

私も勉強会のほうにもオブザーバーで参加させていただいておまして、その立場も踏まえてお話しさせていただければと思います。

まず、「イ」のところについては、正直、すみません、定見が特にございませんが、吉川課長補佐様がおっしゃったとおりで、もし株主総会に飛んでしまうという懸念があるのであれば、括弧内のほうがいいのかなというようなイメージはございますが、すみません、特にこだわりはないというところは申し上げさせていただきます。

いろいろ話題になっております「カ」のところですが、趣旨として、客観性を高めるということに対しては何ら異存はございません。いいことだと思っております。

ただ、勉強会の中で、客観性という言葉と内部監査という言葉がちょっとうまくマッチしないんじゃないかという御意見が、ほかの団体さんからあったかと思えます。

それを踏まえつつ、なかなかちょっと苦しい割り振りになっているのかなという感も正直ございますので、あとは、いろんな団体様から独自にP D C Aを回しているよという御意見もあったと思えますので、括弧をここに無理に例示をするのではなくて、例えば「客観性を高めるための手法を検討しつつ」などという、そこをざっくりしたような表現にとどめつつ、何か逐条解説が出るかどうかはわかりませんが、この解説的なもの、あるいは何かしらのところの説明とかで例示をしていく、内部監査でもいいですし、第三者評価でももちろんいいですし、そのほかの手法でもいいですと、何かそういう間違った読まれ方をしないような丁寧なワードも必要かとは思っています。

そういう意味では、判治オブザーバーが先ほどおっしゃっていたように、「当事者以外の者がチェックする」とか、そういうようなわかりやすい表現というか、紛れのない表現というのも一つよろしいのかなというふうに感じております。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございます。

藤井オブザーバー、お願いします。

○藤井オブザーバー

すみません、貴重な時間をいただきありがとうございます。

先ほど1点申し上げるのを忘れたんですけども、内部監査的な、要は社内の別の人間がチェックをするという判治さんがおっしゃった形で僕はよろしいかと思っていました、外部監査を今は入れる必要性はないのかなと思っていますのは、一昨年から出されております省エネ評価制度、S A B C ございますけれども、それで各事業者は省エネ取り組み状況が評価されているわけですね、外部的には。

それが公表されているわけですので、ある程度企業の中で、各事業者さんの中でまずはしっかり管理をするというスキームからスタートするほうがよろしいのではないかなというのを、先ほど言おうかなと思って忘れておりましたので、よろしくをお願いします。

○川瀬座長

ありがとうございます。

堀井オブザーバー、お願いします。

○堀井オブザーバー

日本電機工業会の堀井でございます。

私も勉強会に参加させていただいております、この議論に参加させていただいたのですが、この「カ」の客観性の項目は、勉強会のときには監査手法という言葉がなくて、「客観性を高めることを検討しつつ」ということで、非常に広く意味をとれる記述になっていたと思いますけれども、今回は、より具体的に書かれたので、ある意味いろいろな業界から厳しい表現に見えるとか、あるいは第三者の監査を想起させるとか、そういう御意見もありましたので、私もこの監査手法とか内部監査等という例示はやめておいて、「客観性を高めることを検討しつつ」ということにしたほうが宜しいのではないかと思います。あと、藤井委員がおっしゃったように、「自主的な取り組みを高める」という文言を客観性の前に入れていただいて、客観性を高めることは大事なんです、まずは自主的な取り組みをしっかりと向上させていくという中で、かつ客観性を高めるということを検討するという文言にしていただくと宜しいのではないかと思います。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

オブザーバーの方たちからは、この部分についてかなり異論が出ていますが、辰巳委員、いかがでしょう。

○辰巳委員

何度もすみません。

事業者の方たちのお話を聞いていると、どんどん何か緩くなっていくようなイメージを持っておりまして、今回の大きな目標というものがあるわけで、やっぱりそこに到達するための手法をいろいろ検討しようという話し合いだったというふうに思っております。

だから、事業者の方たちも緩くなる方向ではなくて、厳しくなる方向に御検討いただけるというふうな、聞いていて、いろいろな項目ですけれども思いましたということを一言お願いします。

○川瀬座長

ありがとうございました。

なかなかまとめは難しいですけれども、事務局からありますか。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたけれども、監査手法のところは、確かにちょっと勉強会のときは「客観性を高める手法を検討しつつ」という、手法ということで書いていたんですが、勉強会でいろいろ御意見をいただいて、その「監査手法」とか「内部監査等」という、ある種、具体的な文言があれば、それを検討するだけだということもあったので、今回ちょっと広く御議論いただくという趣旨からこういう出し方をさせていただきましたけれども、ちょっと監査手法という言葉が、確かに本当にいいのかというのはちょっと検討する必要があるかなと思いますけれども、客観性を高めるということを確認に自社でやっていращやるといことはあるんだろうなとは思いますが、そこを明確に意識していただくことは本当に重要だと思っていますし、今、辰巳委員からおっしゃっていただいたとおりで、これをどんどん緩めていくと際限なく緩まってしまうので、ちょっと書きぶりは検討させていただいて、再度、この「カ」のところについては、委員会の場ではちょっと時間が足りないので、書面でちょっとこういう案はどうですかという形で座長とご相談させていただいて、もう一度御意見の機会を設けたいなというふうに思いますので、もしよろしければそういう形にさせていただければと思います。

○川瀬座長

いろんな議論の中で、「内部監査等客観性を高めるような手法を検討し」という、先ほど藤井オブザーバーから案がございましたが、その辺ではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そういうことでよろしければ、1回書いていただいて、今、事務局からありましたように、確認をするということにしたいと思います。

また、実施項目の順番が違うのではないかとご指摘もございましたが、その点も検討していただきたいと思います。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

そこもちょっと、項目は、今ちょっとP D C Aの順番に入れかえたのですが、ちょっと、Pの中でも多分、順序立てとかもあるというご指摘の趣旨だと思うので、そのところは優先順位はもう一度見て本当にここは正しいというのは、もう一度ちょっと精査をさせていただきたいなと思います。

○川瀬座長

さて、大分時間がたってしまいましたが、木場委員からも御意見が出ています。簡単に御紹介いただけますでしょうか。

失礼しました。花形委員、お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、客観性を高めるという視点が極めて重要であると思っておりますので、ご提案にあった監査手法か、内部監査等かということに関しては、どちらかにすべきという強い固執はございません。

ただ、これらが両方ともなくなってしまうと、事業者さんが御覧になったときに、何をやるのかというのがよくわからなくなってしまう、逆に混乱が出てしまうと思っておりますので、言いぶりはご検討いただくにして、どちらかの言葉はぜひ残していただきたいと思っております。

また、「検討しつつ」ですから、これは自主的に、あるいは、どなたかからも御意見がございましたけれども、自主的にやるかどうか検討されるということなので、例えば、「自主的に監査手法の検討をする」とか、「自主的」という言葉を入れることも一つの案としても考えられるかなと思っておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○川瀬座長

御意見を踏まえて、適切な文言ということで検討いただいて、それを再度またまとめたものを見ていただくということにしたいと思っております。

では、木場委員のコメントを簡単に御紹介ください。

○吉川省エネルギー課長補佐

参考資料1の中の、1番の工場等判断基準の見直しについてというところです。

具体的な個別な項目についてご指摘があったわけではなくて、木場委員につきましては基本的に小委員会の委員ということもありまして、この議論には参画いただいていたので、その観点から意見をいただいております。

読み上げさせていただきます。

昨年8月に取りまとめられた省エネルギー小委員会意見の策定にも私も携わらせていただきましたが、その中では経営層を巻き込んだ工場等判断基準への見直しが重要なテーマとなっております。

現場では非常に細かなエネルギー管理をすることによって徹底したコスト削減が図ら

れてきており、その現場内のエネルギー管理の基準として工場等判断基準が重要な役割を果たしていると思います。

他方で、これからは現場任せではなく、経営層もエネルギー管理に積極的に関与していかなければ、世界的な環境意識の高まりから日本が取り残されることになりかねません。

エネルギー管理の基準である工場等判断基準の見直しを通じて、日本においてもさらなる省エネルギーの推進を期待します。

以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございます。

杉山委員からご意見ですね。

杉山委員を最後にして、ご意見をお願いいたします。

○杉山委員

すみません、お時間ないところ。

皆様のお話を伺っていて、最後、緩くなるだけではないというお話があったんですけども、黒田オブザーバーのお話もありましたけれども、自工会さんのお話もありましたけれども、結局、これ緩くするという話ではなくて、資源の配分の問題で、確かに客観性を高めるというその内容自体には誰も異論はないけれども、そういう言葉が入ると監査の導入になって、それが資源の配分として適切ではなくなる、かえって省エネが進まなくなってしまうということの御懸念だと思うんで、私は決して緩めるという話ではなくて、非常にごもつともな話だなと思って伺っていました。

ということで、恐らく「客観性を高める」という言葉をもし入れるのであれば、それが何を意味するのか、それは外部監査も内部監査もあるけれども、自社内でPDCAを回すということもあるし、自主的取り組みを使うということもあるし、そういった手段が幾つもあるんだよという、むしろ幅広く例示してあげたほうが誤解がなくなるのかなと。

そうでなければ「客観性を高める」という言葉自体を使わないという考え方もあるのかもしれないんですけども、それも判治オブザーバーからお話がありましたけれども、それはちょっと余りよく私は考えが今のところまとまっておりません。そんなことを考えました。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

(2) 工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ(案)に関する審議

○川瀬座長

それでは、大分時間も少なくなっただけでしたが、議題2のほうに入りたいと思います。

工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ(案)に関する審議ということになります。

事務局より説明していただきますが、時間がございませんので、一気に説明していただいて、その後質疑ということにしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

時間もちょっと限られているので、基本的にはこれまできょうを含めて3回議論させていただきましたけれども、議論の経過を時系列に追って行って資料をまとめておりますので、これまでの審議内容が反映されているかどうかという観点と、特に特出して記載すべき論点等あれば意見いただければと思いますので、私からは本当に簡単に御説明させていただきたいと思います。

1ページ目ですね、おめくりいただきますと目次があります。

今回、ベンチマークの話と、本日ご議論いただきました基準部分に係る見直しのお話をさせていただきます。

前回ご指摘のありました、辰巳委員から、「はじめに」のところ、この「化石燃料乏しく、その大半を海外からの輸入に頼る」という、このエネルギー基本計画の言葉尻をちゃんと全て書いたほうが、網羅的に書いたほうがいいんじゃないかというご指摘がありましたので、今回そのような書きぶりにさせていただきます。

そういうエネルギー基本計画の考え方にひもづいて、5,030万キロリットルの省エネというのは大事だと、そのような観点から議論をしてきましたというところが「はじめに」のところ、書かせていただいている内容ということになります。

一番最後に書かせていただいている本報告書については、「29年度の工場等判断ワーキンググループの審議をまとめたものであり」と、「本報告書の内容に沿って、適切に

省エネ法関連規定が整備されることを期待する」という帰結にさせていただいております。

2番が審議の経過で、3ページ目、4ページ目が委員とオブザーバーの御紹介でございます。

次の5ページ目はもう説明する必要はないと思いますけれども、総理指示で来年度中にエネルギー消費を7割に、ベンチマーク制度を拡大するということの中で、下に書いてありますとおり、今年度、食料品スーパーとショッピングセンターと貸事務所の営業申請でベンチマーク制度導入に係る審議を行わせていただきました。

6ページ目でございますが、食料品スーパーの話です。

こちらについては対象事業としましては、商業統計で掲げている業態分類表の中で、食料品スーパーに該当する店舗を事業者単位でエネルギー使用量 1,500 キロリットル以上を持っていらっしゃる方々がベンチマークの報告が必要になりますよということです。

今回、6ページから7ページ目にかけて、審議をさせていただいた指標を記載させていただきます。

食料品スーパーについては、重回帰式を検討しておりましたけれども、稼働要因のところ、どの指標が適当であるかということのご審議を中心にしていただいたという認識でございます。

その中で、業界団体の皆様とご相談させていただく中で、やっぱり売上高とか、来店客数とかというのは、ほかの近隣店舗が建ってしまうと省エネに関係なく動いてしまうものなので、営業時間というものがいいんじゃないかということで御意見をいただいて、営業時間でどうにかということで決定係数がどうなのかということをお調べさせていただきました。

昨年度はアンケート数が非常に少なく、有効回答数 89 という形から、今年度2倍程度に膨らみまして、それでも決定係数が変わらなかったということをおもちまして、こちらの手法が有効性を確認できたということで、今回は案の3の自店舗の年間の営業時間というのを稼働量の中に入れさせていただくということで御審議をいただきました。

目指すべき水準というのが8ページ目に書いておまして、上位 15%水準の 0.799 というのを決めさせていただいたというのが内容でございます。

9ページ目でございますが、前回御審議をいただきましたショッピングセンター業におけるベンチマーク制度についてでございます。

対象事業といたしましては、日本標準産業分類の中の貸事務所業の中で、貸事務所業、

貸店舗業に該当して、かつ今回は施設の形態を捉えるということで、ショッピングセンター協会さんの取り扱い基準というのが公表されておりますので、そういった形でこの条件を抽出をさせていただいて、ショッピングセンターとしての施設としての条件をまね兼ね備えているかというところもあわせて今回対象事業の中に入れ込ませていただきました。

特に、今回対象にするのは、3つ形態が主に分けられるよう、明確な定義はないんですけども、主に3つの形態の中で、エンクローズドとオープンと地下街という3つの形態の中で、店舗形態の9割を占めているエンクローズドモールというところを捉えていくという形で審議をしていただきました。

ベンチマーク指標としましては、今回は原単位の指標を御提案させていただきました。これは、定期報告の中で、面積と営業時間というのが原単位の指標としてほぼ95%の報告が、そういった形で報告をいただいておりますので、それをを用いて指標は検討できないかということで、検討を始めました。

その中でもう一つあったのが、エネルギー使用量を含むか含まないかというところの定めをどうするかというところで、その4つの指標というのを10ページ目に記載しているものを提案をさせていただきました。

その中で、統計的な分析をしていきますと、1番目の延べ床面積当たりのエネルギー使用量というものが一番決定係数は高かったということで、前々回お示しをさせていただいたんですけども、ワーキンググループの取りまとめの中で、外れ値、異常値のようなものがあって、それをどう考えるのかという話だったんですが、それを分析した結果でも省エネ店舗だということでご審議をいただいて、御了解をいただいたというふうに認識をしています。

その中で、11ページ目、12ページ目にかけて、今回、延べ床原単位のエネルギー使用量をとったベンチマーク指標を採用するというご審議をいただきました。

その中で対象となるのが、13ページ目に書かせていただいております貸店舗、貸事務所の両方なんですけど、それであり、かつ、先ほど申し上げたショッピングセンター施設としての条件を兼ね備えている施設について、今回のベンチマークの対象にしていくということです。

なので、基本的には自社所有であり、貸店舗、貸事務所の機能を有していて、ショッピングセンター施設としての条件も持っているというところについての制度を導入するというございですが、やはり他社所有の部分は自社の省エネの取り組みからはな

かなか、自社の取り組みを反映できないというところもありますし、それは他社さんが努力する部分だと思いますので、そこは対象外ということで整理をさせていただきました。

目指すべき水準のところにつきましては、0.0305 キロリットル／平米ということで設定することにさせていただいたというのがショッピングセンター業のベンチマーク指標でございます。

最後、14 ページ目のところでございますけれども、貸事務所業につきましては、貸事務所業の中で貸事務所を営んでいらっしゃる方々、ここだけ进行评估するというので、テナントの活動量に影響されないような形で貸事務所のところを定義をして、そこを対象にするということで定義をさせていただきました。

その中で、今回やはり作業負荷というところでベンチマーク指標を検討するに当たって、正確性を期す観点から、ECTTといわれるツールを貸事務所業用に評価できるようにツールを改修して行って、その省エネポテンシャル推計するというものを開発しました。

その中で、やはり作業負荷がかなりかかってしまうというところもありましたので、これらをうまくビル全体の評価を正確にしつつ、入力負荷を下げていくという観点から、その対策をビルごとに入れる項目と、居室単位で入れていただく項目をうまく分類することによって作業負荷を凶ってきました。

その中で、またベンチマーク指標の報告範囲につきましても、貸店舗の中の賃借可能面積の過半数を超えるところまでの報告とすることによって、ビル数を全部報告いただくというわけではなくて、ある一定の割合のところまでを報告いただくということにさせていただくということで御審議をいただきました。

特に15 ページ目のように、もともと250 数棟ビルを持っていた事業者さんもいらっしゃいますので、それを入れ始めるとやはり作業不可のボーダーにかかってしまうので、そういう配慮をさせていただくということにしました。

かつ、初年度はまず、ツールを使っていただいて、その使用感とかもありますので、そういう意味では、まずは15 という数字を上限値に設定をしてビルの入力をしていただくということで、まず、その経過的な措置も設けさせていただきまして、制度の運用をさせていただくということにさせていただきました。

今回、目指すべき水準につきましては、17 ページ目に記載をしておりますけれども、エネ庁が全ての情報を入手するということは今回困難でしたので、今回ビルで分析でき

たもので入力をした結果、上位 15%水準ということで、16.3%というポテンシャルを今回設定させていただくことにしましたが、これは初年度の報告をもって見直しをさせていただくということで、この 16.3%の数字は、しっかりと適切な水準に見直しをするということで、暫時的な措置として設けさせていただきました。

18 ページ目のところですが、その他の業種の検討状況ということで、官公庁と学校、特に、大学のところの検討状況をご報告をさせていただきました。

その中で、報告内容は前回お示しをさせていただきましたので、詳細説明は省略しますが、その中で、今後の検討方針ということで、23 ページですね。すみません、ちょっとページ数が違ってはいますが、(6) 番の今後の検討方針のところ、ベンチマーク制度を平成 30 年度中に 7 割拡大するということで、官公庁はやっていくんだけれども、地方自治体はどうなんだとか、あとは、病院、図書館、博物館のようなどころについても制度導入が可能なのではないかとかいうところで、まだまだ、あとは製造業のところ、今、業務部門を中心にやっているけれども、製造業のところも少し見ていったほうがいいんじゃないかという御指摘をいただきましたので、それを踏まえまして、今後どういったところに対象業者の拡大をしていくのかということ、定期報告書等の情報をもって分析をさせていただいて、未導入の分野の中でエネルギー消費割合が大きいとかという観点からしっかりと精査をさせていただいて、対象業者の選定をしつつ、今後ベンチマーク制度の導入を検討していきたいというふうに考えております。

次のページ以降は、本日、御議論していただいた内容をまとめたものなので、説明は不要だと思いますが、経営層をしっかりと関与させた形で、今後、エネルギー管理をしていくためには、やはり工場の現場の省エネ取り組みの基準になっているものというの見直しというのが重要であると思いますので、そういう形で見直しをさせていただくということで、採用させていただいております。というのが全体像であります。

駆け足で恐縮ですけれども、そのような形でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

このベンチマーク部分については、前回まで議論させていただいたもののまとめ、前回は骨子案ということでお示しいただいておりますので、その肉付けされたものがきょう提示されています。

それから、あとの部分は、先ほど議論した部分で、先ほどの議論によってこれは少し修正するところも出てくるように思いますが、いかがでしょうか。

御意見、御質問があればネームプレートを立てていただければと思います。

伊香賀委員、お願いします。

○伊香賀委員

19 ページからの、その他の業種の検討状況というところに関連して、ちょっとコメントをさせていただきます。

まず、国の庁舎の関係ですと、例えば国土交通省の官庁営繕部がかなりの部分を相当詳細にデータ把握されていますし、それから学校に関しては、特に大学が学校のエネルギーの半分を占めるということもあって、そちらについては文部科学省の文教施設企画部が、過去、相当な検討をされて、いろんなマニュアルも出されています。

その中には、国立大学だけじゃなくて公立とか私立も視野に入れた検討をされているのでということと、あと、20 ページの地方公共団体の庁舎関係については、温対法に基づいて地域実行計画事務事業編を各自治体、義務としてつくって、相当な蓄積をお持ちということもあって、こちらは環境省が取りまとめを行っていたり、他省庁とうまく協調してやっていくと、スムーズに事が進むのではないかなと思いました。

コメントであります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

いかがですか、事務局のほうからは。

○吉川省エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

伊香賀委員がおっしゃっていただいた国交省さんと文科省さんと、あと環境省さんとは、適宜連携を今しております、意見交換等も実はさせていただきながら進めておりますので、他方でデータのリッチさというのが、私たちも彼らには劣ってしまうので、データの提供の観点から、今ちょっとなかなか難しいところもあつたりするんですけども、そういうところでうまく連携しながら検討していければ、非常にスムーズに行くのかなと思いますので、その御指摘を踏まえまして検討を進めたいと思います。

○川瀬座長

ほかにございますでしょうか。

いかがでしょうか。

では、よろしいですかね。

取りまとめ案についてはきょうのものを、本日の議論を踏まえた形で、手を入れた形

でまとめていくということになります。

先ほどの基準部分の見直しについては、先ほどの議論を受けて、修正をした上で見ていただくということにしたいと思います。

よろしければ、締めくくりということにしたいと思います。

特に、先ほどの議論、非常に多くの御意見を伺いました。

大分時間をかけて審議しましたが、事務局からもお話ありましたように、本日の意見を受けて、見直したものをつくって、この審議会を開く余裕がございませんので、委員の方に書類審議ということで再度見ていただいて、そこで確定をするということにしたいと思います。

閉会

○川瀬座長

部長から御挨拶をお願いいたします。

○高科省エネルギー・新エネルギー部長

省エネ・新エネ部長、高科でございます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、また、とても寒い部屋の中で御審議いただきまして、ありがとうございます。

エネルギーミックスで掲げております徹底した省エネルギーの推進のために、今年度は3回にわたって、ベンチマーク制度を初めとしました工場等判断基準、これに係る所要の制度設計についてご議論いただき、皆様より貴重な御意見を賜ってまいりました。

ベンチマーク制度につきましては、食料品、スーパー、ショッピングセンター、それから、貸事務所の制度導入について合意をいただきまして、総理からの指示であります、ベンチマーク制度を全産業のエネルギー消費の7割に拡大すると、そういった目標の達成に向けまして、着実に歩を進めることができたと考えてございます。

引き続き、その他の業種への制度導入の検討や、さらなる対象業種の拡大につきまして、御指導いただければと考えてございます。

また、エネルギーミックスの実現に向けましては、工場等判断基準が重要な役割を果たすと考えておりますが、その基準部分の見直し案につきましても、本日、活発な御議論をいただきました。

これまで工場等判断基準は、特に現場のエネルギー管理における省エネ取り組みの基

準として活用されてきたわけですが、省エネ法の規制体系は事業者単位ということでありまして、現場のエネルギー管理のみならず、事業者全体の省エネ取り組みの基準として工場等判断基準が活用されるべきであると考えてございます。

今後は、見直し後の工場等判断基準を通じまして、事業者全体の省エネを促進してまいりたいと考えております。

今年度につきましては、書面審議は残りましたが、実際にお集まりいただくのは本日が最終回ということでございますが、エネルギーミックスの野心的な省エネ見通しの実現に向けましては、まだまだ課題が山積しております。省エネ政策の深化に向けまして、引き続きの御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

今後の予定について事務局より御説明いただくのですが、1つ私、忘れていました。

木場委員からの御意見を確認するのを忘れていましたので、ここで確認をお願いいたします。

○吉川省エネルギー課長補佐

申しわけありません。参考資料の1番のところ、ベンチマーク制度のところ、木場委員から実は御意見を頂戴しておりまして、全体、このベンチマーク制度の方向性には合意をいただいておりますけれども、ちょっとつけ加えるべき議点がありますので、事務局から御説明申し上げます。

読み上げさせていただきますと、昨年度のホテル業、百貨店業に続き、今年度は食料品、スーパー業、ショッピングセンター業、貸事務所業についても、本ワーキンググループでの審議を経て制度導入されたところで、ベンチマーク制度を通じて幅広い業種に省エネ意識が広まることは大変意義のあることだと思います。

また、安倍総理からの指示である、来年度中に全業種の7割に拡大するという目標に向けて、官公庁や大学を中心に、その他の業種にベンチマーク制度を拡大するという方向性にも賛成いたします。

さらに、7割を達成した後も、残された分野についても、省エネ意識を浸透させていくことが今後は重要と考えます。ベンチマーク制度を導入することが難しい業種につきましては、国が定期報告書等の情報を活用して分析を行い、ベンチマークに準ずるような指標を定めることを検討してもよいのではないのでしょうか。今後の検討に加えていた

できればと思います。

以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

委員、それから、オブザーバーの皆様、本日はありがとうございました。

すみません、私はきょう、急遽国会関係業務がございまして、途中で席を外さざるを得なかったんですが、今、部下からも、本日は大変多様な御意見をいただいたというふうに聞いております。

今後のスケジュールでございしますが、本日いただいた御意見、これをまず我々のほうでしっかり整理させていただきまして、再度書面の審議という形にさせていただきたいと思っております。

日程等については、詳細はまた追って皆様にお伝えをしたいと思います、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○川瀬座長

それでは、本日のワーキンググループはこれにて閉会ということになります。

先ほど部長からお話がありましたように、本日は48年ぶりの寒さだということですが、朝早くからお集まりいただき活発な御審議をいただき、ありがとうございました。

書面審議は残りますので、よろしく願いいたします。

——了——